

沖縄県中小企業振興会議設置要綱

平成20年7月15日制定
平成20年10月1日一部改正
平成21年8月27日一部改正
平成22年8月2日一部改正
平成24年8月2日一部改正
平成25年5月20日一部改正
平成26年7月31日一部改正
令和7年6月2日一部改正

(設置目的)

第1条 沖縄県中小企業の振興に関する条例（平成20年沖縄県条例第18号。以下「条例」という。）第7条に定める中小企業者その他の関係者の意見を聴く機会を確保するため、沖縄県中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 振興会議は沖縄県の中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業施策」という。）に係る次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 沖縄県中小企業支援計画に関すること。
- (2) 中小企業施策の改善に関すること。
- (3) 新たな中小企業施策の立案に関すること。
- (4) その他中小企業の振興に関し必要な事項

(組織)

第3条 振興会議は、会長及び委員17人以内で組織する。

- 2 会長は、沖縄県知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表のとおりとする。
- 4 第6条に定める専門部会及び第8条に定める地域部会を置く場合は、専門部会長及び地域部会長は振興会議の委員を兼ねるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した委員の後任として、又は増員により新たに選任された委員の任期は、他の在任委員の残存任期間と同一とする。

(会議)

第5条 振興会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

(専門部会)

第6条 振興会議は、必要と認める場合には、個別の中小企業施策に関する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員及び専門部会長は、振興会議の委員から会長が指名する。
- 3 専門部会長は、会長の指揮を受け、会務を総理する。
- 4 部会の運営その他に関し必要な事項は、専門部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者等の出席)

第7条 振興会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者、学識経験

者等の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(地域部会)

第8条 振興会議は、必要と認める場合には、地域における中小企業関係者相互間の意見の交換を促進するため、地域部会を置くことができる。

2 地域部会の委員は、条例の趣旨を理解し賛同する中小企業関連団体の役職員、学識経験者、関係行政機関の職員その他の者であって、当該地域に事務所又は住居を有する者とする。

3 地域部会に、部会長を置き、地域部会の委員のうちから互選する。

4 地域部会長は、会務を総理する。

5 地域部会の運営その他に関し必要な事項は、地域部会で協議のうえ地域部会長が定める。

(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、沖縄県商工労働部中小企業支援課において行う。

2 専門部会及び地域部会の庶務は、各部会で協議のうえ各部会の長が定めるところにおいて行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

別表

沖縄県中小企業振興会議委員

No	団体名	役職	備考
一	沖縄県	知事	会長（議長）
1	沖縄県経営者協会		
2	沖縄県中小企業団体中央会		
3	沖縄県商工会議所連合会		
4	沖縄県商工会連合会		
5	沖縄県中小企業家同友会		
6	沖縄県工業連合会		
7	沖縄振興開発金融公庫		
8	沖縄県信用保証協会		
9	沖縄県情報産業協会		
10	沖縄県銀行協会		
11	沖縄県産業振興公社		
12	中小企業団体等（女性部会）		
13	中小企業団体等（女性部会）		
14	中小企業団体等（女性部会）		
15	中小企業団体等（女性部会）		
16	中小企業団体等（女性部会）		
17	地域部会	部会長	

(順不同)